2013年２月25日

各　位

会 社 名　　日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名　　代表取締役社長　小 泉　　光 臣
（コード番号：2914　東証・大証 第一部）
問合せ先　　ＩＲ広報部　（TEL 03-3582-3111（代表））

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
（会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、2013年２月25日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由

株主還元策の一環、資本効率の向上、並びに、本日「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表の当社株式の売出しによる株式市場への影響を緩和する観点から、自己株式の取得（以下「本自己株式取得」という。）を行うものであります。

２．取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類	普通株式
（２）取得し得る株式の総数	118,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　6.20％）
（３）株式の取得価額の総額	250,000,000,000円（上限）
（４）取得期間	2013年２月27日～2013年３月８日
（５）取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

３．取得後の自己株式

当社は、経営の選択肢拡大を企図し、当面の間、本自己株式取得以前から保有する自己株式を含め、保有する予定です。

４．支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当社の支配株主である財務大臣がその保有株式の一部を売却する可能性があり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の２に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社は、本自己株式取得に際し、少数株主への不利益を回避する観点から、概ね以下の措置をとっております。

ご注意：本報道発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものではありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。また、本報道発表文は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。
米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。
なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

すなわち、当社では、2013年２月25日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役９名（うち社外取締役２名）及び監査役４名（うち社外監査役３名）が出席したうえ、本自己株式取得が、株主還元策の一環及び資本効率の向上のために実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。当該審議においては、当社の監査役４名より、本自己株式取得について異議がないことを確認しております。また、当社は、2013年２月25日付けで当社の独立役員であり社外監査役である上田廣一氏及び今井義典氏から、本自己株式取得は、その目的、意思決定過程、取得の条件及び取得方法等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を取得しております。

また、公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む。）での本自己株式取得を行う予定です。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

（ご参考）2012年12月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	1,904,294,800株
自己株式数	95,705,200株

以上

ご注意：本報道発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものではありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。また、本報道発表文は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。
米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。
なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。